資料３－１

枚方市児童育成支援拠点事業（東部）業務委託に係る公募型プロポーザル

募集要項（案）

１．　趣旨

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として、枚方市児童育成支援拠点事業を実施する。

事業の実施について、豊富な情報・経験・知識を有し、業務遂行能力に優れた受託候補者を選定するため、公募型の企画提案競技を行うものである。

２．業務概要

（１）業務名

枚方市児童育成支援拠点事業（東部）業務委託

（２）業務内容

別紙「枚方市児童育成支援拠点事業（東部）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（４）契約期間および履行期間

契約期間　契約締結日から令和12年３月31日まで

履行期間　令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

なお、契約締結日から令和９年３月31日までは事業の実施に向けた準備期間とする。

（５）委託限度額

各年度の委託限度額は以下の表のとおりとする。なお、本事業は社会福祉法第２条第３項に規定のある第二種社会福祉事業に該当することから、消費税については非課税である。

	令和８年度	令和９年度～11年度	計
基本分		17,308,000円／年度	51,924,000円
長時間開所加算平日分 ※１		1,084,000円／年度	3,252,000円
長時間開所加算長期休暇分 ※２		258,000円／年度	774,000円
ソーシャルワーク専門職員配置加算		2,297,000円／年度	6,891,000円
心理スタッフ配置加算		2,297,000円／年度	6,891,000円
送迎加算		1,560,000円／年度	4,680,000円
賃借料補助加算 ※３	－	3,000,000円／年度	9,000,000円

開設準備経費 ※４	4,000,000 円	－	4,000,000 円
計	4,000,000 円	27,804,000 円	87,412,000 円

※1　長時間開所加算平日分は、１日８時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合に加算
（加算対象は、１時間以上超えた場合のみ）

※2　長時間開所加算長期休暇分は、年間平均１日８時間を超えて開所する場合に加算
（加算対象は、１時間以上超えた場合のみ）

※3　賃借料補助加算は、事業を実施する施設が賃貸物件の場合に、施設の賃借料と同額を加算。

※4　開設準備経費は、契約締結後に実施し、令和８年度中に支払いを行ったものが対象。家財道具、調理器具等、節活必需品の購入や、既存の建物を改修する場合に加算（ただし、建物の躯体をいじるものは含まない。また送迎用車両の購入は対処外）

（６）実施場所

枚方市内で国道１号よりも南側かつ府道 18 号線よりも東側の地域

３．応募者の資格要件

応募者は、応募書類の提出期限において次の要件をすべて満たす法人その他の団体であること。なお、個人や共同事業体による応募は認めない。また、応募書類の提出後に要件を満たさなくなった場合、企画提案競技への参加は認めない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（２）枚方市から指名停止措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

（６）会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

（８）個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

（９）別紙の仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

（10）学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績を有すること。なお、実績については枚方市内であるか、地方自治体からの受託事業であるか、常設の居場所であるか等は問わない。（子ども食堂等も含む。）

（11）国税・地方税を完納していること。

（12）選定審査会の委員が属する企業等又はその企業等と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

４．日程

項目	日程・期限
募集要項等の公表	令和８年６月 10 日（水）市ホームページに掲載
参加資格・提案審査に関する質疑の受付	令和８年６月 10 日（水）～６月 23 日（火）正午
参加資格・提案審査に関する質疑への回答公表	令和８年６月 29 日（月）午後３時までに随時公表
参加申込書等の受付	令和８年６月 30 日（火）～７月 10 日（金）午後５時
企画提案書等の受付	令和８年６月 30 日（火）～７月 24 日（金）午後５時
第１次審査 （書類審査）	令和８年７月 30 日（木）午後１時から ※応募者が４者以上の場合のみ実施
第２次審査 （プレゼンテーション）	令和８年９月１日（火）午前 10 時から
審査結果の通知・公表	令和８年９月初旬
委託契約の締結	令和８年９月中旬

５．参加資格・提案審査に関する質疑の受付および回答

本実施要項及び仕様書等の内容について質疑がある場合は、「様式第６号 参加資格・提案審査に関する質疑・回答書」を提出すること。

質疑受付期間：令和８年６月 10 日（水）～６月 23 日（火）正午

提出方法：質問書を電子メールにて事務局に提出。その際、電子メールの件名を必ず「【質疑】児童育成支援拠点事業プロポーザル」とすること。

回答方法：市ホームページで随時公開する。

６．参加申込書等の受付

（１）提出書類

提出書類および提出部数は以下の表のとおりとする。（正本１部、副本８部）

ただし、⑦、⑧は正本のみ添付。また、副本のみ事業者名、所在地をすべて塗りつぶすこと。

書類	部数	内容
①参加申込書 （様式第１号）	１部	・代表者印を押印。
②団体概要 （様式任意）	９部	
③団体の業務経歴書	９部	・学齢期の児童を含む子どもの居場所を運営した実績を記

（様式第２号）		載すること。 ・実績を確認できる資料を添付すること。 （実績が複数ある場合は代表的なもののみ１件）
④業務実施体制調書 （様式第３号）	９部	・配置予定の管理者及び担当者の役割欄には、仕様書７(１)①～④ のうちどの役割を担うのかを記載することとし、①～④以外の役割を担う場合は業務内容を具体的に記載すること。 ・業務実施組織図等を記載すること。
⑤配置予定の管理者及び担当者の実績調書 （様式第４号）	９部	・配置予定の管理者及び担当者の業務実績（学齢期の児童を含む子どもの居場所の運営に携わった実績、児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた経験等）を記載すること。 ・管理者は、やむを得ない場合（病気・事故等）を除き、変更できないものとする。
⑥業務工程表 （様式任意）	９部	・事業全体（準備期間を含む）の業務工程を記載すること。
⑦暴力団排除に係る誓約書 （様式第５号）	１部	
⑧納税証明書	１部	・「申告所得税」「法人税」及び「消費税」について未納が無いことを証明する「納税証明書」を提出すること。ただし枚方市内に事業所を有する場合は「市税の滞納無証明書」についても提出すること。

（２）受付期間 令和８年６月 30 日（火）～７月 10 日（金）午後５時まで

（３）提出方法

受付期間内に必着するように事務局あてに「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送又は持参すること。

７．企画提案書等の受付

（１）提出書類

ア　提出書類および提出部数は以下の表のとおりとする。（正本１部、副本８部）

また、副本のみ事業者名、所在地をすべて塗りつぶすこと。

書類	部数	内容
①企画提案書 （様式任意）	９部	・表紙、目次を除き 30 ページ以内とし、ページ番号を付けること。 ・別表の選定評価基準を参考にしたうえで、以下の項目について記載すること。

		①事業に対する団体の考え ②事業の実施場所・開所日・開所時間 ③支援の内容 ④職員体制及び人材育成の考え方 ⑤個人情報保護の考え方と安全・危機管理体制 ⑥独自提案 ・実施予定場所が決まっている場合は、図面や写真等を示すなど、詳細がわかるようにすること。 ・項目ごとにインデックスを貼付すること。
②見積書　（様式任意）	9部	・正本1部のみ応募者の代表者印を押印。 ・令和8年度から令和11年度までの年度ごとの内訳を記載すること。 ・「2．業務概要（5）委託限度額に記載の基本分、加算分および開設準備経費の小計を明確にし、それぞれ各年度の基本分、加算、開設準備経費が委託限度額を超えないようにすること。 ・基本分は人件費、食糧費、光熱費、送迎に係るガソリン代等、見積金額の詳細な内訳を記載するとともに、積算根拠も明示すること。 ・開設準備経費は詳細な内訳を記載すること。 ・単価が50万円以上となる備品・電化製品や車両等の購入は認めない。 ・宛先は「枚方市長」、件名は「枚方市児童育成支援拠点事業（東部）業務委託」と明記すること。 ・本事業は社会福祉法第2条第3項に規定のある第二種社会福祉事業に該当することから、消費税については非課税である。

イ　用紙はＡ４版とし、支障がない範囲で両面印刷も可とする。様式は必要に応じて枠の追加や拡張をして使用すること。

ウ　提案は、一応募者につき一提案とする

エ 応募書類の作成にあたっては、こども家庭庁が策定した「児童育成支援拠点事業ガイドライン」を参考にすること。

こども家庭庁ＨＰ：https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jido-kyoten

（2）受付期間 令和8年6月30日（火）～7月24日（金）午後5時まで

（3）提出方法

受付期間内に必着するように事務局あてに「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送又は持参すること。

（４）提出書類の聞き取りについて

提出種類に不備や不明な点がある場合は、事務局より事前連絡・日程調整（受付期間内または期間終期より１週間以内）の上で聞き取りを行う場合がある。その場合、配置予定管理者は必ず出席すること。

８．企画提案審査の実施

（１）審査体制

本プロポーザルを実施するに際して、中立かつ公正な審査が行われることを目的とし、学識経験者等で構成する「枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という）を設置している。本プロポーザルの実施にあたっては、募集要項に定める各提出書類の提出を求め、選定審査会に諮って審査を行い、契約候補者を選定する。

（２）審査の流れ

ア 第１次審査

原則として、応募者が４者以上あった場合、業務実績、提案見積額等の客観的内容による審査を行い、上位３者程度を選定する。

応募者が３者以下の場合は、応募資料の内容を審査し、第２次審査の対象者を選定する。

イ 第２次審査

第１次審査で選定された者によるプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションは提 出した企画提案書を用いて行うこととし、追加提案や追加資料の提出は認めない。 プレゼンテーションは枚方市情報公開条例第５条１項第６号の規定により非公開で実施することとし、 審査内容等に関する質問や異議は一切受け付けない。

プレゼンテーションの時間・場所等は第２次審査の対象者に対し、別途通知する。

実施日：令和８年９月１日（火）午前 10 時～

概 要：１応募者につき 45 分（プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 15 分）

市が準備するディスプレイを使用できるものとし、HDMI ケーブルが接続できる PC を持参すること。本市が準備するため事前に事務局にその旨連絡をすること。

出席者：１事業者４人以内とし、配置予定管理者は必ず出席すること。

（３）審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
① 事業者の業務実績	5/100	選定評価基準（別表）
② 管理者等の業務実績	5/100	
③ 業務工程	5/100	
④ 企画提案内容	75/100	
⑤ 見積金額	10/100	

（４）無効

応募者又は応募書類が以下のいずれかに該当する場合、提案を無効とし、審査の対象としない。

ア 提出期限、提出方法に適合していない場合

イ 小計を含め、提案見積額が委託限度額を超えている場合

ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合

エ 一団体で複数の提案をした場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

（５）選定基準点、契約候補者の選定方法

選定基準点は６割とし、合計点が基準に満たない場合は選定しない。

選定基準点を満たした評価点の最も高い応募者を契約候補者に選定する。

（６）審査結果の通知

第１次審査の結果は、すべての応募者に電子メールで通知する。

第２次審査の結果は、プレゼンテーションを実施したすべての応募者に文書で通知する。なお、審査の理由や結果に関する質問や異議は一切受け付けない。

（７）審査結果の公表

審査結果は、審査結果の通知後、市ホームページ等において公表する。

９．契約の締結

（１）契約候補者選定後の取扱い

提案審査により選定された契約候補者に対して、本市は契約交渉を行う。その際、企画提案書に記載された内容については、仕様書と一体のものとして取り扱う。

（２）契約交渉及び見積書の提出

本市は、契約候補者の提案内容を含めた契約交渉を行い、再度の見積徴収を行う。ただし、契約候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行う。

（３）契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、契約候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。この場合において、当該契約候補者は違約金として提案価格の100 分の３に相当する金額を本市に支払わなければならない。また、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合も同様とする。

ア　枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。

イ　枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。

ウ　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったとき。

エ　提出書類等に虚偽があった場合。

10. その他

（1） 応募書類の作成及び提出等にかかる費用は、すべて応募者の負担とし、 応募書類はいかなる場合でも返却しない。

（2）提出された応募書類の著作権は、第三者に帰属するものを除き、応募者に帰属するものとする。

（3）本プロポーザルの応募に関する全ての提出書類については、枚方市情報公開条例の規定において、公開しないことができる情報を除きすべて公開の対象となる。

（4）申請者が1者の場合の取扱いについても、選定審査会で審査を行う。

11. 提出先・問合せ先（事務局）

枚方市　子ども未来部　まるっとこどもセンター
住　　所：〒573-0032 枚方市岡東町19番1号　OFFICE A　6F
電　　話：072-841-1129　　FAX：072-846-7952
e-mail：maruko@city.hirakata.osaka.jp
担　　当：
受付時間：午前9時～午後5時30分